

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県における環境影響評価制度のあり方について(案)  
意見募集期間 : 平成24年12月28日~平成25年1月18日  
意見等の提出件数 : 2件(2人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第2の1 早期における 環境配慮(配 慮書手続の導 入)について	(概要1、本文3ページ) 事業実施に係る環境の保全について、より適切な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましいとされているが、民間事業の場合、事業の構想段階での公表は実質不可能であり、早期の段階での配慮書の対応が困難である。	1	〔その他〕 配慮書の内容は、事業の位置・規模又は施設の配置・構造等を検討することとしており、民間事業のように立地場所等が決まらなると公表できないような場合であっても、事業の規模や施設の配置や構造等を検討することにより対応は可能であると考えています。
第2の4 インターネット 公表	(概要4、本文5ページ) インターネットは24時間いつでも情報にアクセスでき、便利であるが、高齢者などインターネットを利用できない人もいるので、従前からの紙による縦覧も行ってほしい。	1	〔反映した〕 今回の見直しにより、新たにインターネットによる公表を事業者に義務づけますが、紙媒体による縦覧等の手続きは、これまでどおり実施を義務づけていますので、その旨あり方を修正します。 なお、総務省の平成23年版情報通信白書によると、平成22年末のインターネット利用者数は、9,462万人で、人口普及率は78.2%となっており、ほぼ8割近い人がインターネットの利用が可能な環境にあり、これまで以上に情報の入手が容易になります。